

平成23年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第6号）

平成23年7月8日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 追加日程 旭市農業委員会委員の推薦
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（22名）

1番 大塚 祐 司

2番 飯 嶋 正 利

3番	宮澤芳雄	4番	太田將範
5番	伊藤保	6番	島田和雄
7番	平野忠作	8番	伊藤房代
9番	林七巳	10番	向後悦世
11番	景山岩三郎	12番	滑川公英
13番	嶋田哲純	14番	柴田徹也
15番	木内欽市	16番	佐久間茂樹
17番	日下昭治	18番	林俊介
19番	嶋田茂樹	20番	高橋利彦
21番	林正一郎	22番	林一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	増田雅男
教育長	刃田哲雄	秘書広報課長	伊藤浩
行政改革 推進課長	林清明	総務課長	神原房雄
企画政策課長 兼被災者 支援室長	米本壽一	財政課長	加瀬正彦
税務課長	佐藤一則	市民生活課長	斉藤馨
環境課長	浪川敏夫	保険年金課長	石毛健一
健康管理課長	高山重幸	社会福祉課長	渡辺輝明
子育て 支援課長	林芳枝	高齢者 福祉課長	石井繁
商工観光課長 兼国民宿舎 支配人	横山秀喜	農水産課長	堀江隆夫
建設課長	北村豪輔	都市整備課長	伊藤恒男
下水道課長	増田富雄	会計管理者	花香寛源
消防長	佐藤清和	水道課長	小長谷博
病院事務部長	渡辺清一	病院経理課長	鈴木清武

庶務課長	加瀬 寿一	学校教育課長	菅谷 充雅
生涯学習課長	高野 晃雄	体育振興課長	野口 國男
監査委員 局長	馬淵 一弘	農業委員会 事務局長	加瀬 恭史

事務局職員出席者

事務局長	堀江 通洋	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（林 一哉） 議案第1号、議案第2号及び議案第8号から議案第15号までの10議案、及び請願第1号、請願第2号の請願2件、並びに陳情第1号の陳情1件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） おはようございます。

建設経済常任委員長報告。

建設常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第8号、専決処分の承認について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、専決処分の承認についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る7月4日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、農林水産業費の飼料用米等流通加速化事業は、フレコン出荷の機械に対し3分の1を補助するとのことだが、かなり高額な機械に対し、この補助でできるのかとの質疑では、今回は、フレコンのはかりに対し213万2,250円の3分の1を県費で補助することを考えており、見積書の金額で計上したものであるとの答弁がありました。

2点目として、土木費の被災者住宅再建資金利子補給事業は、住宅建て替えのための利子補給で、250戸を予定しているとのことだが、今回、かなりの被害があった中で、海岸線の方々の申し込み状況はどうなっているのかとの質疑では、今議会で補正予算の議決を経た後に、市民の皆様にお知らせしていく予定である。なお、市内で半壊以上が1,215戸ぐらいと把握しており、県と同様に、このうちの20%である250戸を予算計上したとの答弁がありました。

3点目として、商工観光施設災害復旧費の使用料及び賃貸料は、破壊された海岸線の5か所のトイレに仮設トイレを設置するとのことだが、通年設置するのかとの質疑では、被災したトイレの修繕状況を見ながら、直るまで仮設トイレは設置しておきたいとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

今回の災害による専決で、かなりの工事が予定されているが、昨年の事業も繰越明許され、また今年予算も計上してあるが、果たして予算を組んだ事業ができるのかとの質疑では、確かに厳しい状況だが、まずは災害復旧を優先させ、繰り越した事業については、終わりが決まっているため、見きわめながら進めていきたい。また、今年度の事業については、恐らく繰り越しをさせていただくことになると考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇)

○文教福祉常任委員長(向後悦世) おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、専決処分の承認について、議案第15号、専決処分の承認についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る7月5日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第9号の主な質疑について申し上げます。

民生施設災害復旧費で、日の出保育所の設計・監理委託料750万円、災害復旧工事費1億5,000万円が組まれているが、場所の移転などの検討はしなかったのかとの質疑では、別のところに建てようかという議論もありましたが、日の出保育所を設計した方に見てもらったところ、建物は何でもなく、土地を直せば大丈夫との意見があった。時間をかけて協議した結果、建物の下や園庭をボーリング調査し、危険のないようにきちんと修復し、子どもたちを戻すことにしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長(林 一哉) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 島田和雄 登壇)

○総務常任委員長(島田和雄) おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員

会所管事項について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る7月6日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑について申し上げます。

総務費の庁舎改修事業で、旭市消防署飯岡分署を飯岡支所に移設することだが、どこを工事するののかとの質疑では、飯岡支所内の職員食堂57平米を分署の司令室として、また、隣の部屋を仮眠室として活用するため、工事を実施したいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第11号、議案第12号は賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、総務常任委員長、島田和雄。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

続いて、議案第9号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 賛成多数。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、議案第15号は承認することに決しました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長(林 一哉) 日程第3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長
の報告を求めます。

委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇)

○文教福祉常任委員長(向後悦世) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、「義務教育費国
庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第2号、「国における平成24
(2012)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願2件についての審査経
過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、7月5日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より、本請願の内
容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見等はなく、審査の結果、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成
で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長(林 一哉) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長(林 一哉) 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、請願第2号は採択と決しました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長（林 一哉） 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において付託されました陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情の審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、7月5日、付託議案、付託請願の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情の内容については全体的にいいという話であるが、当面の間、中央病院に影響を及ぼすおそれがあるので、今回は見送らせていただきたいとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前11時31分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 日下昭治 登壇)

○議会運営委員長(日下昭治) ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について、私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成23年旭市議会第2回定例会議事日程(その2)、本日7月8日金曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第1、発議第1号及び発議第2号の2発議案を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(林 一哉) 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（林 一哉） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を上程いたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について

発議第2号 国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） それでは、発議第1号及び発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、平成21年11月に、行政刷新会議において、義務教育費国庫負担制度を事業仕分けの対象として論議した。また、「地方主権」を確立するため、今夏にも「地域主権戦略大綱（仮称）」を策定するとしている。その中で、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金の検討を開始している。義務教育と社会保障の必要額は確保するとして

いるが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分論議がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること

- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号から発議第2号までの2発議案を順次議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程 旭市農業委員会委員の推薦

○議長(林 一哉) ここでおはかりいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、旭市議会の推薦に基づいて選任されていた旭市農業委員会委員の任期が本年7月19日に満了いたしますので、これに伴うべき委員の推薦を行いたいと思います。

旭市農業委員会委員の推薦を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、旭市農業委員会委員の推薦を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は4名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の旭市農業委員会委員は4名とし、議長において指名することに決しました。

指名いたします。

議会推薦の旭市農業委員会委員は、旭市椎名内2,913番地、平山清海氏。旭市大間手875番地、浅岡章氏。旭市三川7,021番地、石田與一氏。旭市萬歳607番地、石井秀夫氏。以上の4名を指名いたします。

おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は、ただいま指名いたしました平山清海氏、浅岡章氏、石田與一氏、石井秀夫氏の4名の方を推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の旭市農業委員会委員は、ただいま指名いたしました平山清海氏、浅岡章氏、石田與一氏、石井秀夫氏の4名の方を指名することに決しました。

これより、議会推薦の旭市農業委員会委員について、採決いたします。

旭市椎名内2,913番地、平山清海氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、平山清海氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市大間手875番地、浅岡章氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、浅岡章氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市三川7,021番地、石田與一氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、石田與一氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市萬歳607番地、石井秀夫氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、石井秀夫氏を推薦することに決しました。

◎日程第7 事務報告

○議長（林 一哉） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、屋外時計1台を近江宏征様より、3月30日受納いたしました。

1つ、金30万円を林秀樹様より、4月11日に受納いたしました。

1つ、金70万円を旭市ライオンズクラブ様より、4月11日受納いたしました。

1つ、日本画1点を椎名保様より、4月13日受納いたしました。

1つ、金40万円を千葉県教職員組合東総支部様より、4月19日受納いたしました。

1つ、金20万円を市川子ども教育文化福祉支援基金様より、4月25日受納いたしました。

1つ、金30万円を旭市体育協会様より、4月28日受納いたしました。

1つ、リアカー、刈払機及び一輪車各1台を市原コスモスライオンズクラブ様より、5月13日受納いたしました。

1つ、千葉ロッテマリーンズシーズンクーポン11冊をオリックス野球クラブ株式会社様より、5月19日受納いたしました。

1つ、金10万円を品村網二様より、5月30日受納いたしました。

次に、お手元の事務報告資料の3ページ目以降でございますが、これにつきましては、東日本大震災に係る災害復旧費に対する寄附の受納でございます。

中城村様、茅野市様ほか23件で合計1,468万1,000円を受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 一哉） 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成23年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 一 哉

議 員 日 下 昭 治

議 員 林 俊 介